

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

検察審査会を知っていますか ~ その3 ~

審査はどのようにおこなわれるの

まず最初に断っておかなければならないことは、検察審査会法26条に「検察審査会議はこれを公開しない」とあり、さらに、検察審査会法44条1項に「検察審査員が会議の様態又は各員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、一万円以下の罰金に処する」とあり、つづいて2項には「前項の事項を新聞紙その他の出版物に掲載したときは、新聞紙に在つては編集人及び発行人を、その他の出版物に在つては著作者及び発行者を二万円以下の罰金に処する」とあるため、残念ながら実態についてはほとんど不明であるということです。そのため形式的なこと中心の記述になってしまうことをお許しください。(私もここが一番知りたいところなのですが、...)

検察審査会議は毎年3月・6月・9月・12月のそれぞれ15日(検察審査会の休日にあたるときは、その直前の検察審査会の休日でない日)に「開かねばならない」ことになっています(検審査法21)。大都市部はともかく、地方都市で検察審査会に審査がほとんど申し立てられないようなところでは、この4回の検察審査会議は何をするのでしょうか? そのほかには、検察審査会長は、特に必要と認めるときには、いつでも検察審査会議を招集することができます(検審査法21)。もちろん、審査申立があれば会議が開かれることとなります。

検察審査会議は検察審査員全員の出席で開かれます。全員の出席がないときは補充員からくじで補充します。複数の審査申立があるときは、審査申立の順にしたがって審査していきませんが、とくに緊急を要すると認めるときは、順序を変更することもあります(検審査法33)。審査は書類等の事件に関係する資料を調べるのが中心です。実際には、事務局が事件の概要をつづった「摘録」を用意し、これに目を通すほかに供述調書などの資料を調べるようです。そして、実際にはどれくらい活用されているのか不明ですが、検察官にたいして必要な資料の提出や会議に出席させて意見を求めることができます(検審査法35)。また、公務所または公私の団体に照会し必要な事項の報告を求めることもできます(検審査法36)。さらに、申立人および証人を呼び出して尋問することもできます(検審査法37)。これらの権限に加えて、検察審査会法38条は「検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる」と定めています。このように制度上は、検察審査員がその権限を十分行使できる素養または能力を備えていれば相当掘り下げた議論が可能なことになっています。

審査の結果の議決には次の3つの場合があります。

「不起訴相当」... 11人中6人以上が検察官の不起訴処分を正しいと判断したとき。

「不起訴不当」... 11人中6人以上が検察官の不起訴処分が納得できず、再度詳しく調べた上で、起訴・不起訴をすべきであると判断したとき。議決書に「再度の調査を要請する」などと記載されることもある。

「起訴相当」... 11人中8人以上が起訴して裁判にかけべきであると判断したとき。

と、いうように議決されると理由を付した「議決書」が作成されます。議決書の原案は事務局がつくり、それを読み上げて検察審査員の同意を得るというかたちで作成されるという話もあります。すべての検察審査会でそのように作成しているのかは不明です。議決書の謄本は当該(不起訴処分をした)

検察官を指揮監督する検事正および検察官適格審査会に送付され、議決後7日間は議決をした検察審査会の事務局の掲示場に議決要旨を掲示し、かつ、申立人がある場合は申立人に議決要旨を通知することになっています(検審査法40)。議決書謄本の送付を受けた検事正は公訴するかどうか再考することになりますが、すでに(その1参照)述べたように検察審査会の議決には法的拘束力がないので、検察がこれを無視しても違法ではありません。「なんで?意味ないんじゃない?」と感じる方は多いのではないのでしょうか。「市民参加」を重視するならば、今後の課題として法的拘束力を付与することは検討されるべきでしょう。検察官の判断を不当としてもこれが無視されるかもしれないとおもえば、多くの市民は「やってもしょうがない」と感じるのではないかとおもいます。これについては、近時、日弁連・最高裁・法務省による話し合いが行われたりしています。期待したいところですが、今般の司法制度改革議論ではふれられていないのでは?...なぜ?

なお、検察審査会議の議事については、検察審査会事務官によって会議録が作成されることになっています(検審査法28)が、だれが閲覧したりチェックしたりするのでしょうか??

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者 (犯罪学・刑事法)]